国民年金のお知らせ

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

なお、支給要件に該当しない場合は支給されません。

支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

1．65歳以上※1で、老齢基礎年金※2を受けている。

2．請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている。

3．前年の年金収入金額※3とその他の所得の合計が以下のとおりである。

・昭和31年４月２日以後生まれの方
老齢年金生活者支援給付金：926,500円以下
補足的老齢年金生活者支援給付金：826,500円を超え926,500円以下

・昭和31年４月１日以前生まれの方
老齢年金生活者支援給付金：924,100円以下
補足的老齢年金生活者支援給付金：824,100円を超え924,100円以下

※１　請求書は、65歳になる誕生日の前日以降にご提出ください
※２　旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります
※３　障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません

給付額について

1．老齢年金生活者支援給付金
保険料納付済期間などに応じて算出されます。
5,620円×保険料納付済期間※1÷480月※2
そのほか保険料免除期間に応じて加算があります。

2．補足的老齢年金生活者支援給付金
保険料納付済期間に基づく額に調整支給率を乗じて算出されます。
5,620円×保険料納付済期間※1÷480月※2×調整支給率※3

※１　給付額の算出のもとととなった保険料納付済期間や保険料免除期間は、お手持ちの年金証書や支給額変更通知書などで確認できます
※２　昭和16年４月１日以前に生まれた方は、生年月日に応じて480月を短縮します
※３　昭和31年４月２日以後生まれの方：926,500円－前年の年金収入金額とその他の所得の合計）÷100,000円
昭和31年４月１日以前生まれの方：924,100円－前年の年金収入金額とその他の所得の合計）÷100,000円

お問い合わせ先：町民課　戸籍年金係　☎47－4681
函館年金事務所　☎0138－31－9086（お客様相談室）